

佐賀市大会等開催支援補助金のご案内

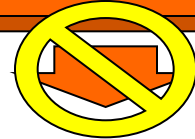
佐賀市では、市内で開催される各種会議、スポーツ大会等に対し、宿泊者数に応じて主催団体へ補助を行っています。

補助の対象となるもの

- ・市内で開催される大会であること。
- ・大会参加者が市内宿泊施設に宿泊すること。
- ・市内宿泊者が延べ100泊以上となること。

補助の対象とならないもの

- ・政治、宗教的活動を目的とするもの。
- ・営利目的であるもの。
- ・国または県が主催、共催するもの。
- ・佐賀市より他補助金を受けるもの。



補助条件

- ・大会等の開催に要した費用の1/2上限。

補助金内容

100～1,000泊の延べ宿泊数に応じた補助金をお支払いします。

50,000～400,000円(社会人)

30,000～240,000円(学生)

※県内及び九州輪番制の大会や、連続しての補助に対しての限度額規制等がありますので、詳しくはお問合せください。



申請書類の様式は、さがばいドットコムからダウンロードできます。

①大会等開催支援申請書

www.sagabai.com

②補助事業など実務報告書

③宿泊施設利用証明書(宿泊施設または旅行業者)

④収支決算書

お問合せ

(一社)佐賀市観光協会 〒840-0826 佐賀市白山2丁目7-1エスプラッツ2F

TEL: 0952-20-2200 FAX: 0952-28-5656



～申請の流れ～

①申請の流れ

(1)申請～受付

まずは、(一社)佐賀市観光協会まで申請書の提出をお願いいたします。

申請時に次の書類が必ず必要です。

- 大会等開催支援申請書(様式第1号)・・・所定の様式で提出してください。
- 大会要綱もしくは、去年のプログラム等大会の内容が分かる書類。

申請書類提出後、協会内にて審査を致します。申請大会が補助対象になることを確認して受付をいたします。

(2)実績報告～交付

大会終了後30日以内の実績報告書及び請求書、収支決算書、宿泊証明書、大会プログラム等をご提出ください。

実績報告には次の書類が必ず必要です。

- 補助事業実績報告書兼請求書(様式第5号)
- 宿泊施設利用証明書
- 大会収支決算書(任意様式)
- 大会プログラム等、開催を証明するもの



実績報告内容を精査いたしまして、申請者に対し、補助金確定通知書を送付いたします。その後、補助金をご指定の口座にお振込いたします。

※宿泊施設利用証明書について

補助金額の確定の際に必要なになります宿泊施設利用証明書ですが、宿泊される施設(複数ある場合はその全施設)に証明書にて宿泊証明をしていただくこととなります。ただし、旅行代理店等を通される場合は、代理店1社の証明でかまいません。